

## 聖隷クリストファー大学大学院 生成 AI 利用指針（大学院学生用）

ChatGPT に代表される生成 AI は、新しいアイデア出しや幅広い分野で業務効率化などに役立つ反面、生成 AI が出力した内容には虚偽が含まれる場合や、他者の権利を侵害してしまう可能性があるなど、教育活動における活用可能性やリスクなど正負両面の影響も指摘されています。学生の皆さんは、当指針の内容をよく確認し、注意点を正しく理解して活用してください。

今後、生成 AI 関連技術の進化、法整備の状況等が変化することが想定されます。これらの動向を踏まえ、適宜見直しをします。

### 1. 生成 AI の利活用可否及び利活用が想定される場面について

(1) 以下の用途での生成 AI の利用を禁止します。

- ① レポートや論文の作成時に、本人が作成したものではない生成系 AI が生成した文章等を利用する行為
- ② 実習先の情報、患者さんに関する情報、友人・知人のプライバシーに関わる個人情報などを生成 AI への入力、送信する行為

(2) 違反行為があった場合

「大学院学則」にもとづいた対応が行われます。

(3) 利活用が有効と想定される場面

現時点では、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などに有効な事例があります。

生成 AI は、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが考えられます。授業や研究指導を通じて、情報倫理教育及び生成 AI の原理についての理解、質問や作業指示の工夫、技術的限界の体験等により、生成 AI の適切な使い方を理解できるよう努めてください。

### 2. 生成 AI と学修及び研究活動との関係性、成績評価

生成 AI の出力をそのまま用いてレポートや論文を作成することは、自身の学びを深めることにつながりません。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かず当該出力をレポートや論文に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があります。

レポートの一部に生成 AI を利活用しようとする場合には、科目担当の先生に相談し、認められる場合には利活用した生成 AI の種類、引用箇所等を明記してください。

（例：【生成 AI 名】により作成」と資料中に明記し、質問と回答（生成）内容を記録しておく）

学術雑誌等、論文提出において論文の一部に生成 AI を利活用しようとする場合には、提出先の論文掲載ポリシーを確認してください。利用を禁止している場合や、利活用した生成 AI の種類、引用箇所等の明記を必要としている場合があります。

### 3. 生成 AI の技術的限界に関する注意点

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があることに注意してください。

インターネット検索等と同様に、出力された内容の事実確認をしてください。チャットでの回答に引用元 URL が表示されるツールを使用することも、根拠情報確認のために有効です。

### 4. 機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、「利活用を不可とする場面」に掲載のとおり、機密情報（関係者だけが知りうる情報）や個人情報の入力は禁止です。

生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）設定がありますが、これを行なった場合であっても、直前の質問内容をもとに回答が生成されるなど、システム側に情報が保持されることが考えられます。

生成 AI の利用に限らず、外部に非公開の機密情報や個人情報は、Web サービス等を通じて学外に送信しないことが情報セキュリティの基本です。

### 5. 著作権に関する留意点

生成 AI の成果物の利用にあたっては、既存の著作物に係る権利を侵害しないよう注意してください。他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。

生成 AI による生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。著作権、商標権・意匠権などの権利侵害がないことを検証する適切な手段（体制）が現時点で確保できないため、生成 AI を利用した成果物の公開範囲は、学内資料の作成、授業の範囲等※に限定をします。

※「授業の範囲」について

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となります。

### 6. 改廃について

この指針の改廃は、情報化推進委員会にて意見を確認し、研究科委員会の議を経て、部長会が行う。

附則 この指針は、2023 年 10 月 19 日から施行する。